

企業法務のための

民事訴訟の実務解説

島田法律事務所
[著] 弁護士 圓道至剛

必読!

企業法務のための 民事訴訟の 実務解説

島田法律事務所
弁護士 圓道至剛

民事裁判実務の「暗黙知」を 明文化して解説

- 弁護士及び民事裁判官としての経験を踏まえた記述
- 法務担当者向けの記載も充実
- 92のサンプル書式を収録

第一法規

A5判・578頁 定価: 本体3,800円+税

ここが特長!

POINT 1

弁護士及び民事裁判官としての経験を踏まえた著者による執筆!

POINT 2

訴訟の進行に従って、第一審から上告審までの民事訴訟実務の流れを概観する構成!

POINT 3

経験ある実務家にとっては当然のことであるがゆえに、通常の民事訴訟に関する文献に明示的な記載がない「実務上の運用」(暗黙知)について言及!

POINT 4

裁判所内部における手続や処理・取扱いについても説明!

POINT 5

事典的網羅性を持たせるのではなく、一定の経験を有する実務家であれば知っていてしかるべき実務の知識に「絞って」記載!

POINT 6

法務担当者向けの記載も充実!

POINT 7

本文解説とリンクした92のサンプル書式を収録!

本書の詳細・お申込みは裏面をご覧ください



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (抜粋)

第1部 訴え提起前

- 第1章 潜在的原告側の対応
- 第2章 潜在的被告側の対応

第2部 第一審の訴訟手続

- 第1章 訴え提起～第1回口頭弁論期日の前まで
- 第2章 第1回口頭弁論期日
- 第3章 続行期日(証拠調べ期日を除く)
- 第4章 証拠調べ期日
- 第5章 最終の口頭弁論期日・弁論終了後
- 第6章 判決言渡し期日・その後

第3部 控訴審の訴訟手続

- 第1章 控訴の提起～第1回口頭弁論期日の前まで
- 第2章 第1回口頭弁論期日
- 第3章 続行期日(和解期日を含む)
- 第4章 判決言渡し期日・その後

第4部 上告審の訴訟手続

- 第1章 上告提起・上告受理申立て
- 第2章 上告審の審理・口頭弁論期日
- 第3章 上告審の決定・判決

第5部 サンプル書式

事項索引

弁護士及び民事裁判官としての経験を踏まえた
著者ならではの視点で、
裁判所内部における手続や処理・取扱いについて解説!

実務上の“知りたかったこと”が解決できる!

第2部 第一審の訴訟手続

2 答弁書の作成

(1) 答弁書の記載事項

ア 答弁書の必要的記載事項
「答弁書」(⇒ サンプル2-1-21) の記載事項については規則80条に規定があり、答弁書には、

- ① 請求の趣旨に対する答弁(規則80条1項)
- ② 訴状に記載された事実に対する認否(規則80条1項)
- ③ 抗弁事実(規則80条1項)
- ④ 立証を要する事由ごとに重要な間接事実及び証拠(規則80条1項)
- ⑤ 被告又はその代理人の郵便番号、電話番号、ファクシミリの番号(規則80条3項、53条4項)

などを記載し、重要な書証の写しを添付する必要があります(規則80条2項)(なお、附属書類の表示も記載する必要があります(規則2条1項3号))。

イ 答弁書の必要的記載事項の具体的な記載方法

a 全体の構成

答弁書には、その冒頭部分に定型的な記載事項を記載し、続けて、訴状の内容に応じた「請求の趣旨に対する答弁」、「請求の原因に対する認否」及び「被告の主張」を記載し、その末尾には「証拠方法」(答弁書とともに提出する書証の標目。規則80条1項前段参照)と「附属書類」(規則2条1項3号)を記載します。

b 冒頭部分の記載

答弁書の冒頭部分には、

- ① 事件番号・事件名(事件の表示。規則2条1項2号)
- ② 原告・被告の名称
- ③ 標目(「答弁書」と書きます。)
- ④ 答弁書の作成年月日(規則2条1項4号)

98

第1章 訴え提起～第1回口頭弁論期日の前まで

- ⑤ 答弁書を提出する裁判所の表示(規則2条1項5号)
- ⑥ 被告代理人弁護士の住所(事務所所在地。規則2条1項1号)・郵便番号・電話番号(ファクシミリの番号を含む。規則80条3項、53条4項)
- ⑦ 被告代理人弁護士の記名・押印(規則2条1項柱書)

を記載します。

なお、上記①の事件名は、訴状に記載された事件名ではなく、「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」に記載された事件名を確認して、正しい事件名を記載する必要があります(訴状に記載された事件名と裁判所が付した事件名が異なることがあることにつき、76頁参照)。

また、送達場所(法104条1項前段参照)として被告の代理人弁護士の事務所を届け出ることが通常であること及びその方法(括弧書で「(送達場所)」と付記すること)については、訴状の場合と同様です。

column 裁判所に提出する書面に記載する「年月日」

規則2条1項4号は、当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項として「年月日」を挙げています。この「年月日」の記載として、答弁書や準備書面等の書面にどの日付を書くか、具体的には、当該書面を作成して裁判所に提出した日を書くか、それとも当該書面が陳述されることになる次回期日の日を書くかは、実務家によってまちまちです。本書では、当該書面を作成して裁判所に提出した日を書くことを前提とした記載をしています。

c 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求に理由がないとして棄却を求める場合には、被告代理人弁護士は、答弁書の請求の趣旨に対する答弁として、「原告の請求を棄却する」との判決を求める旨を記載することになります。また、原告が複数の請求を併合している場合には、「原告の請求をいずれも棄却する」との判決を求める旨を記載することになります(もつとも、主たる請求と附帯請求のいずれも棄却する

99

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 企業法務民訴

検索

CLICK!